

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 開示文書に見られる差異と新たな改ざん疑いについて

質問要旨

新たに、同一の公文書が開示されたのに内容に差異があるという事案が発生している。また、請求者が原本を保有している学校と保護者間でやりとりする連絡帳の写しを、なぜか学校・市教育委員会が公文書として保有し、さらにその写しは裁判資料として使われたものの、それぞれ内容に差異があることが判明した。いずれも改ざん疑いの声があるため、以下質問する。

- 市教育委員会の「学校・保護者等からの報告・相談等」と題した受電記録について、令和4年9月30日開示分(①とする)と、令和8年4月20日開示分(②とする)に、同一文書であるにもかかわらず差異がある。具体的には、①にあった決裁印・受信者印・文中にある担当部長印が②にはなく、「顔色が優れず」「要望書に対して」「現在も登校できていない」という記載が、②では「顔色が悪く」「要望書に関して」「現在も一度も登校できていない」と異なっている。これは②が決裁前で、①が校正を経て決裁を得た後の文書のようにも見えるが、文中の担当部長印を隠すために決裁前の文書を開示したのではないかとの疑いもある。その根拠の一つとして、本年4月20日開示の多数の受電記録の中で、この1件だけが決裁前のような文書が開示されているとのことだ。また、別の開示請求では、当該の担当部長印だけが不自然に薄くなった文書も開示されている。このような差異が生じた理由は何か。
- 過去に学校と保護者間で取り交わしていた連絡帳が「平成31年3月に作成されたもの」として本年4月20日に開示された。この連絡帳は、保護者が原本を保有し、学校か市教育委員会が写しを保有していたものであり、かつて市が裁判所に提出したものと聞いている。市は裁判所に対し「平成31年3月11日と同年3月13日に保護者が作成した連絡帳」として提出したものと聞く。ここに、①保護者手元の原本、②市が裁判所に「保護者作成」として提出した写し、③本年4月20日開示の写し、という3つの文書が存在する。②には副校長の自筆コメントや学校側コメントが丸数字や罫線とともに記載されている。そのコメントは『現段階では「いじめ重大事態」とは考えていない 該当するとしたら〇〇のこと』、『ご連絡の件について 校長よりご連絡させていただきます』、『準備をしていた 2/27 渡すタイミング』といった内容だ。①と③にはこれらのコメントが一切ない。一方、③には、②にあって①にない罫線のみ付記されている。この状況から、③は②からコメントや丸数字を削除したようにも見える。裁判所の印象操作のため、原本にないコメントを追記して提出文書とし、その後の開示請求に対しては、それらのコメント類を削除したものを開示したのではないかという疑いが生じている。そもそも連絡帳について保護者の許可なく写しを取り、公文書として保存していることも問題と考えるが、そのことも含めて市教育委員会の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和8年5月19日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

26	25	24	23